

令和 8 年 9 月 4 日

お客様各位

青森県信用組合

「災害による特別融資制度」の取扱いについて

このたびの、「令和 8 年 9 月 2 日から令和 8 年 9 月 3 日にかけての大雨による災害」により、被害に遭われました皆さまに対し、心よりお見舞い申し上げます。

青森県信用組合では、被害に遭われました皆さまの復旧を支援するため、下記のとおり「災害による特別融資制度」の取扱いを開始いたします。

また、既にお借入されているご融資に対するご返済方法の相談についても随時受付しております。

記

1. 取扱期間 令和 8 年 9 月 4 日(金) ～ 令和 9 年 2 月 26 日(金)

2. 「特別融資制度」の概要

(1)個人

	制度内容
対 象 者	・令和 8 年 9 月 2 日から令和 8 年 9 月 3 日にかけての大雨災害により被害を受けた個人の方 ・申込時の年齢が満 20 歳以上、現勤務先に 2 年以上勤務している方
資 金 使 途	災害復旧のための資金 住宅の補修・修繕、車庫・カーポート修繕、除排雪費用など
融 資 金 額	500 万円以内
融 資 期 間	10 年以内
融 資 利 率	固定金利 年 2.20%
担 保 ・ 保 証 人	原則家族保証とする
取 扱 店	全営業店
必 要 書 類	・罹災状況が確認できる資料(写真、罹災証明書など) ・本人確認資料、所得証明書など

(2)法人・個人事業者

	制度内容
対 象 者	・令和 8 年 9 月 2 日から令和 8 年 9 月 3 日にかけての大雨災害により被害を受けた法人・個人事業主の方
資 金 使 途	災害復旧のための設備資金、運転資金
融 資 金 額	2,000 万円以内
融 資 期 間	10 年以内
融 資 利 率	最優遇金利を適用(固定金利型) ※保証協会利用の場合は、さらに 0.30%引下げいたします。 ※借入期間により金利が異なります。
担 保	不要
保 証 人	法 人:代表者 個人事業者:事業に従事している配偶者
必 要 書 類	・雇災状況が確認できる写真、雇災証明書など ・その他審査に必要な書類
取 扱 店	サテライト店を除く全営業店 ※詳しくは、お近くの営業店窓口にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

青森県信用組合 審査管理部

担 当 : 船橋

青森市大字浜田字玉川 207 番 1

TEL 017-739-7117

FAX 017-739-7430

E-mail:kenshin_7117@aroma.ocn.ne.jp